

# 獣医師向け

## 豚流行性下痢のまん延防止のために

### 1 農場の防疫対策

#### (1) 農場への侵入防止対策（侵入させない！）

農場の衛生管理区域に入る時は、下記について留意してください。

- ・衣服の更衣
- ・長靴の履き替え

当該車両のタイヤ回り、タイヤハウス、運転席（マット、ペダル等）、車両全体及び手指の念入りの消毒

#### (2) 農場間の伝播防止対策（他農場等に広げない！）

##### 【農場訪問時の注意点】

- ・農場訪問時に衣服の更衣
- ・農場訪問時にタイヤ回り、タイヤハウス、運転席（マット、ペダル等）、荷台等を含む車両全体及び手指を念入りに消毒（原則として複数の養豚農場に立ち入らない。）
- ・交差汚染防止を考慮して、立ち入り農場の順番を設定する。

##### 【農場出入口の車両消毒】



##### 【農場内での長靴の履き替え】



##### 【手指の消毒】



##### 【タイヤ回りの消毒：タイヤハウス】



##### 【運転席内の消毒：ペダル】



##### 【運転席内の消毒：マット】



## 2 PEDを疑う家畜（所見）発見時の対応

農場でPED疑いがある豚を診療した場合は、直ちに家畜保健衛生所（以下、家保）へ通報してください。

家畜の飼養者に対して、家畜の移動自粛の指導、農場内の感染防止対策の指導をしてください。

本病が疑われた豚を診療した場合は、同日に他の養豚場へは立ち入らないでください。やむを得ず、立ち入る際は、消毒の徹底など感染拡大に努めてください。

### \*PEDを疑う症状\*

- ① 複数（周辺農場で本病が発生している場合には1頭）の繁殖母豚が分娩した哺乳豚のうち、半数以上が水様性下痢、嘔吐又は死亡を呈した場合
- ② 同一繁殖母豚が分娩した哺乳豚のうち、1頭以上が水様性下痢若しくは嘔吐を呈し又は死亡し、半日以内に同一腹の哺乳豚又は他の繁殖母豚が分娩した哺乳豚に同一症状が拡大した場合
- ③ 同一飼養区画内で複数の繁殖豚又は肥育豚（離乳豚も含む）が、食欲不振、下痢（軟便から水様性）又は嘔吐を呈した場合

## ワクチンについて

ワクチン接種を農家に指示する場合は、以下の説明・指導をお願いします。

- ・ワクチンの性質、作用機序、効果的な使用方法及び期待される効果
- ・用法及び用量の遵守
- ・ワクチン効果を十分に引き出すために、衛生的な飼養環境の維持と農場へのウイルス侵入防止の重要性を周知

## 馴致について

本病の防疫対策は、消毒の徹底とワクチンの適切な接種です。  
発症豚の糞便や腸内容物を妊娠母豚に投与して免疫を付与える「馴致」は、他の農場へのまん延を引き起こす恐れがあるなどリスクが大きいいため、原則として推奨されません。

発生農場において、やむを得ず、馴致の実施を希望する場合には、管理獣医師の管理指導の下、厳格に実施する必要があるため事前に家保に届出が必要です。詳細は家保にお問い合わせください。

県央家畜保健衛生所 TEL:028(689)1200 FAX:028(689)1279  
携帯:090-7205-0895（夜間・休日）  
県南家畜保健衛生所 TEL:0282(27)3611 FAX:0282(27)4144  
携帯:090-7205-1402（夜間・休日）  
県北家畜保健衛生所 TEL:0287(36)0314 FAX:0287(37)4825  
携帯:090-7205-1826（夜間・休日）

## 消毒について（農水省 PED 対策に係る消毒薬の適正使用）

下表は、消毒薬が属する系統の一般的な適性を表したものであり、実際の使用に当たっては個々の製剤の用法・用量に基づき、正しい濃度に希釈して使用すること。

		逆性石 けん	両性石 けん	ヨウ素 系	アルデ ヒド系	塩素系	複合 <sup>※1</sup>	炭酸ナト リウム <sup>※2</sup>
畜体	1. 衛生管理 <sup>※3</sup>	○	○	○	—	○	—	—
	2. と畜場出荷前 <sup>※4</sup>	—	—	○	—	—	—	—
畜舎	1. 畜舎	○	○	○	○	○	○	○
	2. 器具・機材	○	○	○	○	○	○	○
	3. 踏込消毒槽	○	○	—	—	—	○	○
	4. 飲水	○	—	○	—	○	—	—
車両	1. 車体の洗浄	○	○	× (腐食)	○	× (腐食)	× (腐食)	○
	----- 幌（おおい）	○	○	× (着色)	○	○	○	○
	2. タイヤ	○	○	○	○	○	○	○
	----- タイヤハウス	○	○	× (腐食)	○	× (腐食)	× (腐食)	○
	3. エンジンルーム	○	○	× (腐食)	○	× (腐食)	× (腐食)	○
	4. コックピット							
	----- フロアーマット	○	○	○	○	○	○	○
	----- ペダル類	○	○	× (腐食)	○	× (腐食)	× (腐食)	○
	----- その他 (金属を除く)	○	○	× (着色)	○	○	○	× (析出)
	----- その他（金属）	○	○	× (腐食)	○	× (腐食)	× (腐食)	× (析出)

※1 複合次亜塩素酸系のこと。

※2 豚流行性下痢ウイルスは低温下ではpH耐性を持つため、消毒に当たっては4%炭酸ナトリウム溶液を用い、消毒液の濃度を維持すること。

※3 畜体消毒では休薬期間に注意して使用すること。

※4 効能・効果として畜体の消毒が定められており、休薬期間が設定されていない製剤（平成26年9月現在、ヨウ素系消毒薬の一部が該当）を使用すること。